

豊橋市監査公表第19号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和5年2月28日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	田中敏一
同	山本賢太郎

定例監査の結果について

第1 監査の対象

収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業

(1) 福祉部

福祉事務所〔長寿介護課、障害福祉課、総合老人ホーム〕

(2) こども未来部

福祉事務所〔こども若者総合相談支援センター、保育課〕

(3) 建設部

〔土木管理課、河川課、建築課、建築物安全推進課〕

(4) 都市計画部

〔まちなか活性課、区画整理課〕

D X (デジタルトランスフォーメーション) に関連する事務事業

福祉部、こども未来部、建設部、都市計画部の全課室

第2 監査の期間

令和4年10月20日～令和4年12月27日

第3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、対象となった各課（工事担当課を含む。）に対し、共通する収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務、所管する個別の事務事業及び対象部局の全課に共通するDXに関連する事務事業について抽出し、問題点を検証するとともに、適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

第4 監査の結果

各課所管の事務処理について、抽出した予算執行事務及び事務事業並びに施設・設備の維持管理状況を監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部において次のとおり改善又は留意すべき事項が見受けられた。

福 祉 部

《福祉事務所 長寿介護課》

意 見

1 所管する団体の事務処理について

本市に事務局がある老人クラブ連合会の事務処理規程において、2者以上の見積書を徴することを想定した規程になっていなかったため、平成22年12月21日付け財政課長通知「協議会等の事務処理マニュアル」を参考に競争性が確保される契約事務となるよう事務処理規程の見直しについて検討されたい。

また、経理事務において、支出負担行為兼支出命令書の決裁日から支出日まで2か月を超えるものや、出納簿の支出負担行為兼支出命令書の決裁日の記載誤りなどがあったため、出納簿と通帳の突合をはじめとする出納経理事務の確認体制の強化に努められたい。

なお、事務局が経費を支出した際の領収書徴取は必要ないとのことであるが、経理事務のリスク管理として、領収書徴取の必要性について整理されたい。

《福祉事務所 障害福祉課》

指摘事項

1 指定管理業務について

障害者福祉会館指定管理業務において、仕様書で年2回行うとされている床清掃の2回目を翌年度の4月に実施している事例が見受けられたため、会計年度内に仕様書のとおり適正に業務を実施するよう指定管理者を指導されたい。

《福祉事務所 総合老人ホーム》

指摘事項

1 歳入の納付期限について

行政財産の目的外使用に伴う使用料に係る納付期限の設定において、調定日から15日を過ぎた日を納付期限としていたため、予算決算会計規則にのっとり適正な事務処理をされたい。

2 発注見通し等の公表について

総合老人ホーム施設管理委託業務等に係る契約規則第52条の2の規定による発注見

通し等の公表において、令和2年3月31日付け契約検査課長通知により、令和2年度から窓口閲覧に加えて各課ホームページへの掲載により行うこととされているが、ホームページへの掲載が行われていなかったため、適正な事務処理をされたい。

こども未来部

《福祉事務所 保育課》

意見

1 修繕契約事務について

三人乗り自転車の修繕契約事務において、自転車の点検後に修理が必要となった複数の自転車の修理を、分割して発注している事例が見受けられたため、事務の効率化の観点から契約を一本化するように、適切な契約事務に努められたい。

建設部

《土木管理課》

意見

1 委託業務について

牛川渡船運航委託業務の仕様書において、「渡船運航にあたり、次の各号に掲げる点検等を行い、危険防止に努めること。」とあるが詳細な点検項目が示されていないため、安全運航が確保されるよう仕様書を見直すなど適切な事務処理に努められたい。

また、緊急時における対応マニュアルが整備されていないため、利用者の安全確保の観点から整備するように努められたい。

《建築課》

指摘事項

1 工事設計時の積算に使用する見積書について

豊橋駅東口駅前広場防水改修工事及び津田保育園園舎改修工事の工事設計時の積算に使用する見積書において、見積依頼と異なる内容の見積書を受領し積算根拠として使用していた。設計時の積算においては、適正な見積書が積算根拠となるよう、積算根拠決裁書の決裁時には、根拠書類の確認を徹底するなど、適正な事務処理をされたい。

2 工事監理について

豊橋駅東口駅前広場防水改修工事において、設計と異なる仕様の高所作業車を使用したいとの受注者発議の工事打合簿による協議申し入れに対し、工事打合簿を課内で供覧せずに、設計変更の手続を行うことなく、設計と異なる仕様の施工を承認していた。仕様の変更については、必要な設計変更の手続を行うとともに、建築課で定めている工事関係決裁区分に沿った手続を行うなど適正な工事監理をされたい。

また、津田保育園園舎改修工事において、アルミ製建具工事の設計図書に誤りがあったが、受注者は正しい施工内容を理解しているとの理由で、設計変更の手続を行わず、設計と異なる施工図を承認していた。適正な設計図書の作成を行うとともに、施工内容の変更については、必要な設計変更の手続を行うなど適正な工事監理をされたい。

意見

1 工事設計について

豊橋駅東口駅前広場防水改修工事の入札において、応札金額の最高金額が最低金額の約2.5倍となっていたが、建築課によれば、その原因は設計図書に夜間工事等の条件提示が不十分であったためとのことである。設計図書の作成に当たっては、公正な入札が行われるよう施工条件を十分に明示し、わかりやすい設計図書の作成に努められたい。

都市計画部

《まちなか活性課》

指摘事項

1 市有財産の使用許可等の事務について

行政財産の目的外使用の許可及び行政財産使用料免除の決裁において、許可の根拠として適用する条項が起案文に明記されていないことを、令和3年度の定例監査結果の指摘事項を受けて措置通知を提出したにもかかわらず、当年度においても、許可の理由並びに使用料の免除理由及び免除前の金額が起案文に明記されていない事例が散見された。再度の不備が発生した事実を職員一人一人が重大な事実と認識し、平成30年1月22日付け資産経営課長通知に基づき、適正な事務処理をされたい。

意見

1 フリーWi-Fiの利用について

まちなか広場のフリーWi-Fiにおいて、利用者がいない月もある状況がみられるので、

利用向上に向け周知に努められたい。

2 貸出備品の管理について

まちなか広場及び駅南口駅前広場の貸出備品の管理において、利用者への備品貸出承認書と備品借用完了報告書で数量の相違が散見されたので、返却時の備品チェック方法の見直しに努められたい。

3 まちなか活性課の事務所について

まちなか活性課の事務所において、築後50年が経過し老朽化が進んでいるので、情報発信の拠点としてより適切な場所への移転を含め今後のあり方について検討されたい。

《区画整理課》

意 見

1 委託業務について

橋梁点検委託業務の特記仕様書において「道路橋の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有すること。」など曖昧な表現で資格要件を定めていたので、適切な業務水準が確保されるよう特記仕様書の見直しに努められたい。